

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

年末年始を見据えて感染拡大を徹底して抑え込むための

集中対策期間の延長について

北海道では、道独自の警戒ステージ3に引き上げ、集中対策を行っています。

これまでの取組により、新規感染者の減少の兆しがみられはじめたところですが、引き続き、全国の中でも非常に高い水準で推移していること、医療・福祉施設における大規模な集団感染の発生もあり、医療提供体制に大きな負荷が生じていることなどから、対策期間を延長しますので、引き続き対策の実施にご協力をお願いします。

<対策のポイント>

◎年末年始の取組を徹底するため1ヶ月間の措置を講じます。
(12月12日(土)～1月15日(金))

- ・忘年会や新年会など、飲食の場面におけるリスク回避を徹底
- ・重症者リスクの高い方や接する方のリスク回避の行動を徹底 等

◎特に、2週間、外出・往来の自粛や時短営業など、強い措置を講じます。(12月12日(土)～12月25日(金))

- ・札幌市内における外出や往来自粛の措置を継続
- ・旭川市内において、新たな行動変容の措置 等

発熱があり、医療機関を受診されるときは、事前に電話相談を！

- ①かかりつけ医がいる方はかかりつけ医にお電話を！
- ②かかりつけ医がいない方は次の受診・相談センターにお電話を！



北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター
0800-222-0018 (24時間・フリーコール)

これは、北海道における〔令和2年12月17日時点〕での情報です。

最新の情報はテレビ・ラジオ・新聞等のほか北海道のホームページを参照してください。

陸別町保健福祉センター

(裏面もあります。)

<主な対策>

飲食の場面でのリスク回避

(12月25日までの措置)

■ **札幌市内の接待を伴う飲食店**(いわゆる風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

- 道民及び道内に滞在している皆様は、**利用の自粛**
- 事業者の皆様には、**休業を要請**

■ **すすきの地区**(※)における**酒類を提供する飲食店**

- 道民及び道内に滞在している皆様は、**22時から翌5時までの利用の自粛**(酒類提供時間を5時から22時までとしている施設を除く)
- 事業者の皆様は、**営業時間等の短縮を要請**

(※)札幌市中央区のうち、南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域・狸小路1丁目から狸小路7丁目までの狸小路に面する区域

(1月15日までの措置)

■ **自宅を含む飲食の場面**においては、**5人以上や2時間を超える長時間の飲食の自粛**(同居者のみの場合を除く)

人との接触によるリスク回避

(12月25日までの措置)

■ **感染リスクが回避できない場合**

- **札幌市内、旭川市内**では、**不要不急の外出自粛**[札幌市、旭川市]
- 「**行動制限の要請がある都府県**」との**不要不急の往来自粛**

(1月15日までの措置)

■ **重症化リスクの高い方**(高齢者、基礎疾患を有する方等)と**接する方**や**重症化リスクの高い方**は、**マスクの着用、手洗い**など、**感染リスクを回避する行動**の更なる**徹底**

■ **職場での感染リスクが高い場所の再点検**

■ **年末年始**における**挨拶回りの自粛**

■ **テレワーク**や**時差出勤**の**徹底**

など

(裏面もあります。)